

国立劇場の再整備に係る整備計画（概要）

令和7年9月一部改定

文部科学副大臣のもと、関係省庁（※）によるプロジェクトチーム（ＰＴ）において、「国立劇場の再整備に係る整備計画」を策定（令和2年7月及び数次の改定）。令和6年12月の改定（該当部分★）では、次回入札の確実な成立に向け、過去2回の入札不成立の要因を解消するため、条件の一部緩和を行い、この度の改定（該当部分●）では、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の「早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行う」という記載も踏まえ、一日も早い再開場に向けて、3回目の入札公告を令和7年度内に行い、令和15年度の再開場を目指す具体的なスケジュールを記載。

※文科省、文化庁、内閣官房、国土交通省、日本芸術文化振興会（国立劇場）

再整備の基本的な考え方：（1）伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化、（2）文化観光拠点としての機能強化、（3）周辺地域との調和等

◆国立劇場のスペック

- ・伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点として、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。
- ・施設のデザインには、木材活用等により和を感じさせるなど「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。
- ・感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場する全ての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

（1）伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行き、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入、各劇場楽屋の狭さの解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭さの解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウム・アーチの導入等

（2）人材養成に係る機能強化

諸室・スペースの拡充、研修室の防音・防振対策等

（3）展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランドロビーの新設、体験型展示施設の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースの新設、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等

（4）レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランドロビーに接して配置し、これらの魅力向上等を図る。



◆ＰＦＩ事業の業務範囲、民間収益施設の導入の考え方等

（1）ＰＦＩ事業の業務範囲

ＰＦＩ事業は、施設整備業務のほか、建築物及び設備機械の維持管理業務等を含め、ＢＴＯ方式・サービス購入型とする。

（2）民間収益施設の導入の考え方

- ・民間収益施設の提案条件については、過去二度の入札時に必須としていたこと（ホテルの併設、地代設定等）を自由提案とするなど自由度を高め、参入を容易にしつつ収益力の向上を可能とする。★
- ・民間収益施設の提案を行う際には、皇居周辺であること、半蔵門等の商業・業務地区に隣接する地域であることなどの立地条件を最大限に活用するとともに、劇場機能と相乗効果を発揮し、国立劇場の更なる魅力の向上・利便性の向上に寄与する施設を想定し、霞が関団地の性格を損なわない施設とすることを求める。

（3）コスト、ＰＦＩ事業の事業期間

ＰＦＩ事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定する。

◆今後の進め方、財源、スケジュール

（1）今後の進め方

- ・具体的な舞台・諸室の機能について、独立行政法人日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら調整する。
- ・劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね48,000㎡とする。★
- ・民間収益施設を含めた施設計画については、関係機関と引き続き調整・協議を進める。
- ・近接する準町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。
- ・都市計画に関連する基準等については、敷地の効果的活用という観点から関係機関との協議を進める。

（3）スケジュール ●

再整備後の再開場時期は、令和15(2033)年度を目指すこととし、関係者との調整及び協議を継続して行う。

令和7(2025)年度
実施方針の概略の公表
実施方針の公表
特定事業の選定・公表
入札公告

令和9(2027)年度
令和15(2033)年度の再開場を目指す。
契約締結

（2）財源 ★

- ・国は、二度の入札不成立や建設費高騰等による影響を踏まえ、建設市場の動向にも適切に対応しつつ、早期の再開場を実現するため、次回入札に向け、令和6年度補正予算において必要な財政措置を行ったところ。今後も入札条件や整備内容の見直しにより令和6年度補正予算までに措置した額以上に必要となる追加的な費用が明らかとなった場合には、遅滞なく早期に再開場ができるよう、適切な時期に追加的な財政措置を行う。
- ・都市計画に関連する基準や現時点で予想できない追加的な物価高騰、多様な財源の確保の状況などを考慮して適切に反映する。
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会は、効率的・効果的な財政運営の確立に向け、入場料金や劇場使用料等の設定の見直し、付加価値を付けた客席の設置等の多様なサービス等の実施を検討し、多様な財源の確保に努める。